

Q 1 不登校って何ですか。

児童生徒は、誰もが明るく楽しい学校生活を思い描きながら校門をくぐります。学校は、児童生徒にとって学びの場であるばかりでなく、楽しみの場であり、安らぎの場でもあります。教職員も学校が一人一人の児童生徒の笑顔があふれる学び舎となるように全力投球をします。

しかし、児童生徒の中には、学校生活や家庭で起こる様々な出来事、自分を取り巻く様々な事柄等がもとになり、「学校に行かない」、あるいは「行くことができない」状況になってしまう児童生徒がいます。本人や家族はもちろんのこと、その児童生徒を取り巻く多くの教職員や仲間が心を痛め悩むものの、なかなか効果的な方策が見つからないため、再び学校に復帰できずにいる状況・・・これが不登校です。



さて、文部科学省は不登校児童生徒を次のように定義しています。

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者（長期欠席者）のうち、病気や経済的理由による者を除いた者」

不登校は、この定義から分かるようにその要因が複雑多岐であるだけに、これまでも、次のような誤解を生んでしまうことがありました。

誤解1：不登校は特定の児童生徒の特定の問題によって起こりうる問題ではないのだから、どの子になっても仕方がない。

誤解2：登校への促しは状況を悪化してしまうことがあるので、登校刺激はしない方がよい。

しかし、不登校への対応は一律に「する」とか「しない」とかいうものではなく、その子の状況に配慮しつつ根気強く働きかけることが大切であることは言うに及びません。

不登校児童生徒の状態や不登校となった要因・背景を把握した上で、適時・適切に、かつ個々の状況に応じて対応することでのみ、不登校の解決に向かうのです。

また、ことさらに学校復帰ということだけを強調するのではなく、人間関係上の悩みなどを克服し、社会とのつながり等を通して児童生徒が主体的に立ち上がっていけるように支援をするという視点を忘れてはなりません。

なお、この定義に記してある「年間30日以上欠席した者（長期欠席者）」について、その欠席理由を文部科学省では学校基本調査の手引きで次のように定義して分類しています。

病気	・本人の心身の故障（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判
----	---

	断する場合も含む。)
経済的理由	・家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席した者。
不登校	・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)
その他	<p>・上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。</p> <p><その他の具体例></p> <p>(ア) 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者</p> <p>(イ) 外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者</p> <p>(ウ) 連絡先が不明なまま長期欠席している者(1年間にわたり居所不明であった者を除く。)</p> <p>(エ) 欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できない者</p>